第６号様式（第１０条関係）

京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金交付額決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京　都　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当　　　　　）

　　年　　月　　日付けで実績報告のありました京都市スマート林業実装チャレンジ事業補助金（年　月　日付け　第　号）については、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

１　交付額　　　　　金　　　　　　　　　円

（減額の場合）

２ 減額の理由

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して３箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消の訴えを提起することはできなくなります。